

意見書案第5号

学校給食費無償化の早期実現を国に求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和5年12月22日

提出者 つくば市議会議員 小野 泰宏

賛成者 つくば市議会議員 小村 政文

〃 川久保 皆実

〃 黒田 健祐

〃 皆川 幸枝

〃 木村 清隆

〃 橋本 佳子

〃 金子 和雄

## 学校給食費無償化の早期実現を国に求める意見書

日本国憲法第26条第2項には「義務教育は、これを無償とする」とあり、それに基づいて教育基本法第5条第4項、学校教育法第6条において、国立又は公立の学校及び特別支援学校における義務教育課程については授業料を徴収しないことが定められている。

しかし、現在保護者は、教科書以外の教材費や学用品費、制服代や修学旅行積立金、そして給食費など多くを負担しており、とりわけ給食費は、令和3年度学校給食実施状況等調査によると全国平均で小学校が年間4万9,247円、中学校が年間5万6,331円と、家庭にとって大きな負担となっている。その上、昨今の世界的なエネルギー資源と原材料費高騰、円安の影響による物価上昇はさらに市民生活を圧迫しており、子育て世代の家計への影響は大きく、早急な対策が求められている。

文部科学省の令和4年7月の調査によると、学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいる自治体は、交付金の活用予定も含めて1,491に上る。茨城県内44市町村のうち26自治体でも、既に学校給食費無償化が実施されているが、期限や条件が異なり、更なる持続可能な取組が必要である。そもそも義務教育の経済的負担について、自治体間に差異が生じている状況は、憂慮すべきことである。

こうした中、国においては令和5年6月のこども未来戦略方針で、学校給食費の無償化を実施する自治体の実態や成果・課題の実態調査を速やかに行う旨を明記した。一刻も早く、自治体ごとに異なる負担の状況把握を行い、どこに住んでいても家庭の経済的な不安なく義務教育を受けられるようにすることは国の責務である。

よって、国に対し、学校給食費無償化を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

(提案の理由)

学校給食費無償化の早期実現を国に求めるため、意見書を提出するものである。